

平成 29 年度 第 2 回みんなで支える森林づくり県民会議

平成 29 年 6 月 2 日（金）13：30～16:30

開催場所：長野県庁議会増築等第 2 特別会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、植木達人委員、尾崎洋子委員、貴舟豊委員、桑井裕至委員、
杉山紘子委員、竹内久幸委員、堀越倫世委員、松岡みどり委員、安原輝明委員
以上 10 名出席

【事務局】

山崎明 林務部長、福田雄一 森林政策課長、河合広 信州の木活用課長、
丸山勝規 県産材利用推進室長、長谷川健一 森林づくり推進課長
ほか林務部職員

<植木 達人 座長>

それでは、私の方から議事進行をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

今日が今年度 2 回目ということで、実は非常に早いペースで、先月行い、そして今月ということで開催しているところでございます。今日もしかしたら多少時間がかかるかなというようなところですね、10 年間総括をきちんとしなければいけないということで、ここには皆様から色んな議論を頂きたいということになります。しかも第 2 期目の最終年でございますので、今後の方向性という問題について、一応里山についての方向性というのを 10 年間総括の下で議論される訳ですが、もっと大事な問題として森林税の問題が今後どうするのかというところは、いよいよタイミング的にもこの頃に少し議論しなければ今後の様々なスケジュールにおいて色々このタイミングでやらなければいけないかなというような気がしております。話の流れでございますけれども、今日の議論はそういう意味では大変重要な部分かなと思っております。また、この県民会議の役割の一つに、規約の中に次期の県民税の在り方についても検討しなければならないという一文もございまして、これは後ほどまた事務局の方から説明があるかもしれませんが、そういったこともございまして始めにそういった予告をさせていただきます。従いまして、その辺も考えながら 10 年間の総括を皆さんに考えていただき、さあどうするんだということを次の議論として今日持っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは次第に沿って会議を進めたいと思っております。

まず、会議事項の 1 「平成 28 年度長野県森林づくり県民税活用事業の実績について」事務局の方からよろしくお願い致します。

(1) 平成 28 年度 長野県森林づくり県民税活用事業の実績… 資料 1

説明者：福田 雄一 森林政策課長

<植木 座長>

はい。どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から平成 28 年度の実績について報告がございました。ここは 28 年度のことということで焦点を絞って議論したいと思っておりますので、それより以前のものも議論がありましたら次の項目でやりますので、どうか 28 年度に絞ったご意見ご質問等をお願いしたいと思います。どなたでも結構でございます。何かございませんか。いかがですか。一応計画に則って進めてきたところではございますが、計画通りに進まなかったもの、あるいは計画通りいったものと様々でございますが、特に計画通りいかなかった間伐については事務局からは理由はこういうことだろうということも述べられたところでございます。そういったことも含めて、また、そういった指摘が正しいのかどうか、あるいは自分の認識とは違うということもあつたら遠慮なく言ってもらっても結構だと思いますが、いかがですか。何かございませんか。28 年度の事業実績につきまして、はい、麻生さん。

<麻生 知子 委員>

2 点ほど伺いたいのでお願いいたします。

まず 1 点は、前回の時に長野県のその森林の区分を、林業振興と里山と公的管理と自然の推移にまかせるという 4 区分に分けるといってお話がありましたけども、これは森林税がスタートした平成 20 年当時もこの区分はあつたということですよ。その中で、森林税というのは特に里山の遅れている整備を推進するためにどうしても急いでお金が必要だし、皆さん分担してよというのが分かり易い理由だつたと思うのですけれども、そういった意味で徴収されたお金について、このみんなで支える里山の間伐支援というのはエリアとしては里山というエリアに特定されたものに投入される事業と考えて良いのでしょうかという確認です。特に、この間私の方から疑問で申し上げたように里山の零細な森林の区画であっても、集約化をしてある程度大きなまとまりを作り、なおかつそこに作業道も入れて、林業経営としても成り立つものにしていこうじゃないかという動きが確かにあつた訳で、そうした部分についてはエリアとしては里山だけでも森林税は適用されないというか、里山でない林業振興として扱われるのかということも確認したいです。後もう一つ森林づくり推進支援金ですけれども、こちらの方は森林税の全体の 24%、約 4 分の 1 に近い資金が、市町村のリクエストというか、地域に密着したより地域に即したものになるようにと使われていると聞いているのですが、目標達成の指数がここでは面積で取り上げられていますけれども、いわゆる施業に関わる分というのは事業として全体の 60% 余りでそれ以外のものもかなりあるので、この辺りが目標の達成としてどういうふうに捉える

かという部分については、面積だけの指数というのはちょっと私としては疑問があるということと、市町村に非常にリクエストが多く、この間もニュースにありましたけども市町村から森林税の継続とともに地域の支援というものについてより使い勝手の良い自由になるものを求めているという話は聞こえてきているのですが、実際にこの事業について、どのようなプロセスでじゃあこの事業を進めることを許可しましょうと、その認定が行われるのか。そして実際に施業されたことに対する確認というのはどこがしているのか、市町村が全部して県には報告だけなのか、あるいは県の方も一部抜粋をし抜き取ってその事態の現場とかあるいはそういったものについての確認作業を行っているのか、この辺りちょっと長くなりましたけれども2点確認していただきたいと思います。

<植木 座長>

内容につきましては、28年度以前に関するところがあるので、ちょっとその点についてはまた後ほどということに、28年度分に関しての点について今のご質問についてお答えいただければと思います。事務局いかがですか。

<長谷川 健一 森林づくり推進課長>

一点目のみんなで支える里山整備事業の対象の区域のご質問だったかなと思います。以前からご説明させて頂いている通り、大きく考え方として区分をしている里山の部分というところにこの里山整備事業を基本的に充てるということについては、ご指摘のとおりです。もう一つご質問があったのが、集約化をした場合にこの整備事業が充たれるのかということですが、そこは二重性をもっておりまして、いわゆる経営計画を立てて集約化をした場合には、いわゆる通常の搬出間伐の支援が充たれるという形もありますので、本格的な資料2の方でもう少し分かり易くご説明できると思うのですが、本格的な搬出間伐をする際には税事業の外側でやっていただいて、基本的には切り捨てにせざるを得ないのだけでも多少の有効利用の搬出ができるという場合には、税事業の中で充実した支援の中でやっていただくという区分でやらせていただいているという形になっています。

<植木 座長>

はい。事務局お願いします。

<千代 登 森林政策課企画幹>

森林政策課の千代です。私の方から、森林づくり推進支援金のご質問に対してお答えしたいと思いますけれども、これ1期目からやっているメニューですけれども、そもそも始めるときにおっしゃったように地域にそれぞれ色々な森林づくりの課題があるということで、そういったものに柔軟に対応できるようにということで始めておりまして、目的としてはそうはいつでも地域の森林づくりだとか、あるいは地域で進める間伐を補完するような取組に対して支援しましょうというようなことでやっておりまして、そんな関係で麻生さんおっしゃるようにその目標とですね実績を見るときに指標が非常にその部分が分かりづらい、はっきりしてない部分がございます。ですので、まあ補完するということ

を申しあげましたので、森林税の間伐、それから税以外でやる間伐も含めまして、どれ位のその県全体として間伐が進んだのかという見方をしているのですけれども、これに関してはですね、そうはいつでもしっかりと見なきゃいけないということで、県としての説明というのはしっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかという問題意識は持っております。そうした中で、確認等は色々な事業メニューがありまして、それは事業毎に市町村が実施された時にそれぞれ完了の報告をいただいて、県の方で交付をする金額の確定をするという時の完了検査をもちろんやる訳ですけれども、1年間それぞれの市町村でどういった事業をやって、どんな効果がありましたよということ、それぞれの地域振興局ですね、前の地方事務所ですけれども、10事務所ありますので、それぞれに設置しておりますみんなで支える森林づくり地域会議、こちらの方で報告をさせていただく、事業の実施を決めるときも地域会議の方でご議論いただいて決めるということになっておりますので、それを受けて実績の方もその場で報告をさせていただいているとそこでオープンにするという手続きはとらせていただいているということです。

<植木 座長>

麻生委員さんよろしいですか。他にどうでしょうか。何かございませんか。はいどうぞ。松岡委員さん。

<松岡 みどり 委員>

基本的なことを教えていただきたいのですが、間伐支援のところで北安曇のところが0になっておりますが、先ほど説明で大北森林組合の件があって0というお話があったんですけれども、大北森林組合以外に事業所は居なかったということなのか、それともその大北森林組合の事件があまりにも大き過ぎて申請を控えたのか、ちょっとその辺りを教えていただきたいと思います。

<植木 座長>

よろしいですか。事務局お願いいたします。

<長谷川 森林づくり推進課長>

お答えいたします。北安曇管内につきましては、大北森林組合以外にもこれまで税事業取り組んでいただいている事業者さんというのはいくつかあったという状況です。ただ、主力といいますか大きな面積を占めていたのは森林組合であったという状況でありました。

28年度はご承知の通りの状況の中で、組合としては我々としても補助事業まだ再開ということの判断をしておりませんでしたし、そういった中で実績は無かったと。他の事業者さんが事案の関係で控えていたというような話は聞いていないんですけれども、それほど税事業に非常に大きく取り組んでいる訳ではないという状況の中で、結果的に昨年度は実績は無かったのかなと思っております。今年度あたりは、他の事業者さんの方で、北安曇地域も今年度は取り組んでいただける部分は大なり小なりあるのではないかなと思っております。

<松岡 委員>

どうもありがとうございます。

<植木 座長>

ということでございます。他にどうでしょうか。何かご意見ご質問等ございませんか。どうぞ。安原委員さん。

<安原 輝明 委員>

まず一つが、28年度ですね、ちょっと以前のことが分からないので質問するんですけども、特徴的なところがあったらそれを教えていただきたいと思います。それと、県民税で県独自のものを私も考えているんですけども、28年度のメニューの中で長野県のこれは特徴的なことだと県の方で認識しているものについて、教えていただければと思います。

<植木 座長>

どなたか事務局よろしいでしょうか。28年度特徴的な、どういうことだったのかということ、それから県独自のものはあえて言えばこういうものですよという、沢山のメニューがあるんですが、その中で説明していただければと思います。どういたしましょう。はい、千代企画幹。

<千代 企画幹>

一つに一覧表で見ますと2番の間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進というものがございまして、その中に信州の木活用モデル地域支援事業というのがございます。これは平成28年度県下全域の中で5地域モデル地域を選定いたしまして、上限250万一件につきですね、10/10以内の補助をさせていただいているというものでありまして、先ほどの報告の中では12ページの方でございます。昨年度ですね、こちらの方新しい試みということでそれまでは県庁内の事業を公募して、応募があったものの中から選定するわけですけども、選考委員会というのは県庁の中で実施をしていた訳ですけども、こちらの方に県民会議の方から代表して植木座長に参画いただきまして、選定の段階でも外部の有識者のフィルターを通すという形をさせていただいております。そんな中で、非常に特徴的といいますか、良いデザインのもの訴求力のあるものというものを選考した訳ですけども、特に伊那谷アライアンスという伊那の方で空き家のリノベーションをこの地域材を使ってやるという取組、非常に斬新な取組がされたり、また、木曽の方でこれは桶とか樽が伝統的な工芸品ですけども、そこに新たなデザインを持ち込みまして、産湯桶という左下の方に写真がありますけれども、産まれた赤ちゃんの時からですね県産材を使っていたかこうというようなそういう取組。こういったものが非常に取組自体は非常に特徴的なものであったのかなと思ってます。同じ事業では、これの更に2年遡れば伊那の方で棺桶を開発するというのもやってまして、ゆりかごから墓場までという県産材、地域材で暮らしの中に活用していただくという面白いストーリーも出来たのかなと思っております。

<植木 座長>

特徴的なところはそういうところがあるぞということですね。28年度の特徴を先ほど説明があったんですが、もう一言、まあ安原さんからすれば、もう一言きちんと28年度の特徴は何。この事業のですね。何たるかということ質問されてるのですが。

<千代 企画幹>

もう一つ申し上げるならば間伐の方です。これまた後の議題の中でもちょっと触れさせていただこうかなと思っておりますけれども。森林整備、間伐の支援という中では、森林税の活用事業というのは従来国庫補助事業の部分に県が嵩上げしまして、それで全体としては9割まで補助させていただいて所有者の方の負担1割という形で推進してきたわけですが、非常に国の補助制度の改正であるとか、そういったところに影響を受けるといことで、2期目に入りましてから国の補助事業をまず導入するに当たってハードルがちょっと高くなったといことで、中々数字がその実績が伸び悩んでいるという状況の中で税の単独事業というものも従来少しずつはあったんですけれども、国の補助制度の対象とならないようなところで、そういったところで税の単独事業という、これは9割全部森林税を財源にしたものを使っているということですが、これが徐々に増えてきておりました、平成28年度は大体これが半分半分位の割合で国の補助事業の嵩上げでやった間伐が大体50%位、残りの50%は森林税を財源とする税の単独事業でやらせていただいた、これが一つに28年度の特徴かなと思っております。

<植木 座長>

はい、よろしいですか。1期目はどちらかといったらやっぱり森林整備にかなり重点を置いて、これはまた後の話ですからあんまりここで言う必要はないんですが、2期目においては独自の動きをとるようになってきました。しかも山側だけじゃなくて川下の方までもやはりやらなければ中々木材も出ていかないという、間伐材も従って搬出間伐は良いのだけれど、切り捨て間伐の方どうするんだという議論がありまして、やや踏み込んだ形で2期目は進めてきたと、そういう意味では循環的なものに徐々に広がり、独自性を持ってきたというのは多分10年間の流れだと、ざっくり言えばそういうことだと、またこの関係につきましては後ほど事務局から説明いただきます。他にどうでしょうか。何かございませんか。はい、どうぞ桑井さん。

<桑井 裕至 委員>

13ページの信州フォレストコンダクター活動支援事業について、今まではフォレストコンダクターの育成を重点的に予算付けされたかと思いますが、本年度からは、地域の方々の会議等に予算付けされて色々な会議を進めてきたかと思いますが、先ほど会議の実施というお話がありましたが、会議の実施が目的ではなく、その先が大事なかと考えますが、それぞれの会議を行うことによってコンダクターの方達が当初目的としていた総合的な視野や経営感覚を養うというような、そういったものが育ってきているのかどうか、評価お聞

きしたいと思います。

<植木 座長>

はい、よろしくお願いします。

<河合 広 信州の木活用課長>

信州フォレストコンダクターの育成状況ということでお答えをしたいと思います。確かに今 30 人育成をいたしまして、その方々に地域で活躍していただいているんですけども、まだまだ個人差、個人差といったら失礼かもしれないんですけども、活動の幅にまだ地域差が出ているというような状況でありますので、昨年から他事業なんですけども自給圏構想というのを県で取組み始めまして、今年度につきましてはこういったフォレストコンダクターの知識といったものもそういったところに活用したいということを考えておりますし、やはり優れた方もいらっしゃいますので、その方々に合わせるというんですかね、地域の中でも会議を開いていただいていますし、全体のレベルアップというのをまだまだやってかなければいけないのかなという、今そんな状況でございます。

<植木 座長>

信州フォレストコンダクターも県独自のものなのですが、その趣旨としては非常に私も賛同できるんですけども、今桑井さんが言ったように果たして本当にじゃあ彼らはそういったところで支援事業を受けてどう成長しているんだというところですね、やはりまあ課題かなという気がします。大体先進林業地ではやっぱりこういった方々が沢山居て、そして地域をまとめたり、木の流れをコーディネートしたりとかというのをやるんですけども、うちはまだまだそこまでいってないのかなという気がしていますけども、今後の課題として検討しなければいけない部分なのかなと思っています。

<河合 信州の木活用課長>

成果としてこういったフォレストコンダクターの活躍によりまして、一つの例として民国連携というような形で、特に事例として挙げれば、木曾のそうしたところで今まで国の材しか扱ってなかったところが民の材を扱って色々と大きくして地域に貢献するだとか、そういった芽も出てきてますし、我々もそういった中に焚き付けられて、カラマツのプレミアムカラマツといったところをある程度そういった方々の関心を引き出していることになっているのかなと思っております。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。それなりに徐々に成果は出てきてるだろうということですね。他にどうでしょうか。はい、堀越さん。

<堀越 倫世 委員>

毎回、同じようなことをお聞きして大変申し訳ないんですが、みんなで支える里山整備

事業というのはやはり中心的な事業だと思うんですね。その中で、数字的なことなんですけれども、一応分かりづらいのでご説明再度お願いしたいと思うんですけれども、5ページの方の資料では、27年度と28年度で1の①のところなんですけど、非常に28年度の事業費が税活用事業として増加していますよと、それは県単独事業が増加したから事業内容として増加したから数字も増加しているんですよという説明を先ほどいただきました。それに関連しての7ページなんですけれども、7ページの1の(2)のところなんですけど、実施面積の予定は2,500haでしたと、実際には1,319haで、そしてその税活用額のところなんですけれども、実際に執行された金額というのはいくらなんだろうかと、その繰越分どうのこうのと色々書いてあって、計算しないと出てこないんですけど、実際に28年度として実行された額というのはいくらなのか教えてください。

<植木 座長>

はい、事務局お願いいたします。

<長谷川 森林づくり推進課長>

はい、お答えします。7ページをご覧ください。里山整備の間伐事業の中段(2)がございまして、実施面積が当年度には、精算が終わった部分として1,319haでございまして、これに対応するいわゆる県からの支出額というのがその補助金額に書いてあります一番上段3億8,100万円余りになってございまして、その内、いわゆる税の財源を使わせていただいたのが2億7,700万円余りという形になっております。これの内訳としましては、28年度当初予算分がカッコ書きで書かれていますとおり2億3,800万円余り、それから27年度が繰越分が3,800万円余りという形になってございまして、28年度予算につきましては、着手等してたんですけども精算が間に合わなかった分として、840haについては既に現場の事業は進んでいるということで、別枠でカッコさせていただいて、その分を金額としては1億3,300万円余り29年度に支払いが回るということで繰越させていただいたという内容になってございまして。

<植木 座長>

堀越委員さん、よろしいですか。

<堀越 委員>

ですので、28年度としての執行額は2億7,700万円ということでそういうことでよろしいんですね。

<長谷川 森林づくり推進課長>

ちょっと内数外書きとか内書きとかの関係ありますけれども、繰越分と当年度の執行額を合わせたものが、5ページで言いますと、税執行額カッコ書きのところの3億7,200万円余りという形で、うちですね29年度に繰越した分が1億3,300万円余りという形になっております。

<堀越 委員>

この繰越金については、県単独事業はどの位の割合なんですか。

<長谷川 森林づくり推進課長>

手元に正確な数字無いんですけども、大きくは面積、1億3,300万円を繰越しておりますけれども、国庫活用型の方で税ベースで申し上げますけれども8,000万円余り、それから税単独の方で5,200万円余り、合わせまして1億3,300万円の執行を今年度より繰越しまして予定をしているという状況です。

<植木 座長>

中々分かりにくいですよ。いつも堀越委員さんがこの辺の見やすい感じになるといいんだけどとずっと思っていたんですけども、今回は特に最後の6回目が繰越になっちゃったんで益々分かりづらくなったという状況はあるかもしれません。他によろしいですか。どうぞ尾崎委員さん。

<尾崎 洋子 委員>

6ページのところなんですけども、目標と実績というところで例えばみんなで支える里山整備事業の次の地域で進める里山集約化事業もそうですけども、目標がずっと同じ数字できてまして、実績が随分違うんですけどもまたこの後の問題かもしれませんが、29年度もまた同じ数字が乗っかってきているというようなことで、先ほどご説明によりますと制度上の問題があるというようなお話がありましたけども、どんな制度上の問題があるかということとですね、今まで目標に対して実績がこれだけ差があるのに対してこれからどのような考えでいらっしゃるのかということをお尋ねしたいんですけども。

<植木 座長>

尾崎さん。これ次の10年間の総括のところでも深く関わりますのでそっちでもよろしいですか。それでは、ちょっと時間がですね、特に次の方に重点を置きたいと思っておりますので、28年度についてはこれ位で一応一旦止めときます。これまでの10年間の総括、今後の里山事業ですね、議題の(2)と(3)でございます。この2つについて一括して報告いただいた後、これらについてまた議論したいと思います。それでは事務局の方からご説明お願いいたします。

(2) 長野県森林づくり県民税の10年間の成果と課題… 資料 2

(3) 今後の里山整備等の進め方

説明者：千代 企画幹

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。1期2期と税による森林整備の内容について総合的にあるいは個別的に色々と説明があったところでございます。この議論につきましては、既に前回前々回の時からやってきている訳ですが、今回の説明においてほぼ10年間の総括、それから今後の里山の在り方について事務局から提案されたということでございます。皆様の頭の中の整理もだいぶ出来たのかなと思ってますし、これにつきましてまた質問あるいは意見をとりたいと思っております。今後の里山の整備の在り方についてはですね、今後第3期迎えるかどうか、我々としては、まだ議論をしていませんけれども、いずれにしろこういう方向で県はやっていきたいんだという整理の方向性を示していただいた訳です。今までの反省を踏まえた上で、今後こういうことが必要であるだろうといったことでございます。こういったことも含めて我々としては今後県民税として継続していくかどうかという議論をこの後していきたいなと思っております。ただ、ここで1時間半もうやっておりますので、少し皆様お疲れのようなところもございますので、多少休憩をとった上で今の説明に対する質疑応答、それから県民税の在り方についても含めて議論したいと思えます。ただ今3時でございますので、10分ほどですね、時間をとりたいと思えます。再開は3時10分からということですのでよろしくお願いいたします。

<植木 座長>

それでは、再開したいと思えます。事務局から説明のありました、まずは総括についての内容について、議論したいと思えます。その後、今後の里山整備の進め方というところでここにおいて、改善点等が示されています。こういった方向でいいのかどうかといった問題、今後の里山を整備するということは森林税のあり方をどうするのかという議論ももちろんそこには入ってくるわけですから、そこもそれと一緒に議論していきたいと思えます。まず、10年間の総括について、事務局からの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

<堀越 委員>

資料のご説明ありがとうございます。2点質問があるんですけども、1点目といたしまして、資料の12ページなんですけど、長野県の方で県として市町村の裁量によって事業内容を決定する仕組みを採用して、市町村へ2割の拠出しているということで、それについては、県の方では具体的に市町村の方でどのような事業を行ったかというようなことをあまりやってこなかったということから、補助事業に替えていきたいというふうに私は受け止めたんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

<植木 座長>

1点目の質問について、事務局いかがでしょうか。

<千代 企画幹>

県では、支援金が市町村の方で具体的にどのように使われたかということをごをこれまで把握してこなかったというわけではございません。推進支援金というのは、市町村長からの実施計画を申請書とともに提出いただき、実施内容を地域会議で諮っていただいた上で、交付決定という仕組みとなっております。その部分の手続きは、通常の補助金と同様、事業終了後に完了報告を県に提出してもらい、計画に基づくチェックを行っています。ただし、補助事業化するということは、ある程度補助金の用途を限定した上で、申請いただくこととなる。これまで市町村の裁量で事業内容を決定していた中でも、ある程度のメニュー化はされていましたが、第1期のそれはより自由度が高かった。

<長谷川 森林づくり推進課長>

少し補足をしますと、市町村の現場の要望を受け止めながら、できる限り現場に即した事業をやっていただくことも非常に重要だと考えており、推進支援金はその考え方に重きをおいた制度としてこれまでやってきました。一方で、支援金の2割を使って、どのような成果が上がってきたのかということで、県全体の森林整備面積などを指標として説明をさせていただいたが、必ずしも直結した取り組みが全てというわけではないところもありますので、その対応関係がわかりづらいという指摘もいただいているところです。そういう中で、市町村の取り組みについては、ある程度支援をして、前に進めていくという部分をしっかりと残しながら、一方で県民の皆様からいただいている税金の使い道として、わかりやすくなるようにするために、ある程度事前にメニューを明確にした上で、どういった成果指標にしていくのかという部分と市町村の使い勝手という部分をうまく組み合わせながら、次の方向にもっていかなければならないのではないかという問題意識の中で、補助金という形でメニューを市町村とよくコミュニケーションを取りながら、もう少し明確にさせていただいて、推進支援金の使い道がある程度事前に県民の皆様にご説明できるようなものに変えていきたいというような考えでここは書かせていただいています。

<堀越 委員>

ありがとうございます。森林税の第2期に入る時に、県から行った森林税相当額を、市町村がどのように使用したか見えるような形で管理してほしいということもお願いしてありましたので、そういった点では、さらに今後明確化されるということによろしいですね。

<長谷川 森林づくり推進課長>

そうですね。第2期に当たっても、地域会議の関わり方や、県民の皆様に対する実績の見える化という点について、1歩進めてきたところですが、市町村の取り組みもこの間進んできた部分もありますので、そういうこれまでの取り組みを踏まえながら、どういうメニュー化が望ましいのか、今後考えていきたいと思っております。

<堀越 委員>

それからもう1点なんですけれども、反省点のところ、いわゆる国庫補助事業の嵩上げ問題については、一般県民の理解する内容としては非常に難しいかとは思いますが、少なくともこの県民会議の場においては、きちんと説明をしていただきたいと思います。資料の記載だけでは、どういった意味なのかというのが、わからない点が多いと思うので、そういったことも理解した上で、今後森林税をどうしていくかということを議論していく必要があると思います。

<植木 座長>

この部分について、事務局としても事前に丁寧な説明を行うべきだったという反省が出てきている中で、この県民会議の場でも、皆様の理解度を深めるという意味でもう少し説明してください。

<長谷川 森林づくり推進課長>

10ページをお開きください。制度上の部分について、議論になっているのは、国庫活用事業というものでございます。国庫活用事業でも税単独事業でも、里山整備の事業につきましては、所有者負担の9割を補助するという仕組みにしておりまして、それにより所有者負担は10%となっております。国庫補助を活用する場合には、事業費の51%分について国から県の方に補助されるという仕組みになっています。制度上、残りの部分のうち、19%を追加で県が、義務的に県費で補助しまして、合計して70%を補助しているのが通常のやり方です。森林税事業については、任意の嵩上げということで、さらに20%上乗せをして補助率を90%にしているという仕組みになっておりまして、それを図で表したのが、10ページの棒グラフです。

税制研究会においても、ご指摘いただいているが、通常この義務嵩上げの部分につきましては、地方財政措置として、交付税等が措置されている部分でございます。ただ、交付税措置につきましては、この19%分のすべてが交付税としてきているというわけではなく、ある程度考え方として、この部分で標準的に必要とされている額がきているものです。その中で、本県では、税事業でやる部分につきましては、この義務嵩上げの19%の部分と任意嵩上げの20%の部分の両方について、税の財源を使わせていただいています。拡大する間伐の事業に対して、必要な財源をお願いするという観点からこのような形をとらせていただいていたところなんです。そうした中で、義務嵩上げの部分は、交付税としての財源措置があるということもあるので、そういった部分で、県民の皆様から見れば、財源として重複しているのではないかという議論もありますので、法律上こういう形を取ってはいけないということではないと認識していますが、一方で、財源配分としてしっかりとした説明をして、これが望ましいやり方だったのかということをご理解していただいた上で、進めるべきではなかったかという観点で、説明が不足していたということについては、率直に反省をした上で今後のやり方について検討してまいりたいと考えています。

<植木 座長>

本来県費でやるべきところを、後ほど交付税としてくるものを、森林税でそこを埋め、かつ任意でやる部分についてもあわせてプラスしたということですね。このことがやり方としてよかったかどうかということはきちんと説明すべきだったし、その辺を県民会議の皆さんもしっかり理解していたかというのは疑問かなというようなところですよ。

この説明はやっぱり不足していましたということを私も感じています。ただ、私はそういうものだという理解をしていましたので、今の説明に驚きはしませんでしたけれども、他の委員はそうではないかもしれないですね。非常にわかりづらいと言えば、わかりづらいですね。ある意味、国の国庫補助金があったからには、県費で補てんするということが前提となっているのであれば、それをやった上で、9割に持っていくための森林税をそこに嵩上げすればよかったという方がわかりやすかったかもしれない。この辺の損得といったら変だが、他の委員さんどうですか。

<松岡 委員>

今の話で疑問に思ったんですけれども、全部森林税でやるのと、県費をプラスしてやるのと、どういった違いが出てくるのか、メリットとかデメリットとかあったら教えてください。

<長谷川 森林づくり推進課長>

義務嵩上げの部分の19%ということですので、森林税で財源をお願いしている部分のおおよそ半分ということになってまいります。この間の事業費の推移をみると、25年度で言えば、義務嵩上げの相当分は1億7,800万円で、29年度の見込みも含めた合計が4億9,600万円という数字になってまいります。これを県の一般財源の方から、理念上は一定程度交付税により措置されることとなるとしても、現に合計の金額を安定的に出せたのかどうかというのは、県の財政を考えるとかなり厳しい状況もあって、里山整備を安定的に進めるという観点からはここをお願いするというのもあったのかなと思います。ただそこは丁寧な説明が不足していたという点においては、反省点であると思っております。

<植木 座長>

確実に間伐を推進していくために、森林税をここに活用したということになります。このこと自体は法律に触れることはないのではと思いますけれども。

たぶんこの話は、税制研究会でもやられている話だと思いますので、特に税の問題については、基本的には向こうにおまかせして、我々としては政策的なところに話の中心を持っていきたいと考えております。

<竹内 久幸 委員>

2点だけですけれども、先ほど森林づくり推進支援金の配分状況の説明の中で、第2期目は独自の嵩上げに使っているものを1割が所有者負担という形に変えたという説明がありました。この点について、いわゆる間伐の整備状況がそれによって間伐をやることを希望する方が減ったとか、そういう影響はあったのか、なかったのかという点についてお聞

かせいいただきたいのと、その分松くい対策と鳥獣防止、緩衝帯整備にシフトした傾向があるわけですが、これは他の国の補助金がありますけれども、それとの区別けというのはどのように整理しているのか、説明してください。

<長谷川 森林づくり推進課長>

嵩上げの問題につきましては、従来から支援金を使った嵩上げに限らず、市町村の財源を使って独自に嵩上げを行っていただいている状況であります。第2期に当たりましては、嵩上げのルールにつきましても、第1期に比べて整理をいたしまして、嵩上げをした場合でも9割は超えないようにという形で整理をさせていただきました。そういった観点からは、税事業等を進めていく補助上限が9割という形にありますので、そういったところでの嵩上げというのが、ルールが整理されたことによって減っていったのではないかなと考えています。あとは、嵩上げだけではなくて、その時々地域の状況によって振り向けられたのかなというふうに考えておりまして、ここの部分の嵩上げが減ったことによって極端な影響が現場で出ているという認識は今のところ持っていません。

もう1点ですが、松くい虫対策や鳥獣被害防止との関係についてですが、委員ご指摘のとおり、国庫や県費を使った事業を実施させていただいております。特に松くい虫対策につきましては、どうしても制度上の問題や優先順位の問題で、県の方で国庫補助を活用して取り組んでいる防除事業の対象にならないものが存在しております。区域の問題でありますとか、森林の中での指定されている森林の種類ですとか、そういったものによって、対象にならないものがございます。ただ、市町村の中で、全体で考えると、ここの松くい虫対策をきちんとやっておかないと、処理やその後の防除に対して影響が大きい場合や、住民生活に対する影響が大きい場合というようなケースにきめ細かく、森林税を活用させていただいている状況です。鳥獣被害防止も、基本的には似たようなところがございまして、特に鳥獣被害防止の経費につきましては、緩衝帯の整備よりも実際に捕獲をしたり、造林地や農業地の被害を防止したりというところに大きな予算を割かなければいけないという状況でございまして、予防的な措置である緩衝帯整備にまでなかなか予算を回しきれないという状況でございまして、そこに森林税を活用させていただきまして、きめ細かく対応していただいているところでございます。優先的な部分につきましては、主体の事業の方でやっていただいで、きめ細かい部分についてここで独自のところでやっていただいているというような大きなすみわけになってございます。

<松岡 委員>

先ほど、尾崎委員から質問のあった件ですが、22ページの反省点のところ、間伐の目標面積を達成できない理由として、その所有が細かいというところが5、6年やってきてわかってきたということは理解できましたけれども、実際の計画を見ると、目標計画が3,000とかで固定されていて、5ページの間伐実績を見ると、3,000で計画が固定されていて、平成29年度に関しては、3,140の実績が出たということで、達成率が84%なので、「まあこんなものかな」と思いますが、やはり現場からの声で、零細な所有者になってきて難しいよとか色々な声があがってきていると思うので、これは要望になるかもしれませんが、

26、27、28、29 ずっと 3,000 という目標設定に無理があるのではないかというような感じがしまして、やはりこの計画の最終的に実施で使ったお金に影響してきますから、この計画をきめ細かくやっていくというのが、PDCAを回しながら、是正をしていくというような姿勢を持っていただきたいと思います。それに関連しまして、15 ページですけれども、税事業についての間伐・搬出実績につきましても、全く目標を達成していなくても、とてもただ数字を並べているような感じが見受けられますので、ぜひ現場の声と実際の状況をしっかり見て頂ければ、いい計画ができてくるのではないかと思います。

<植木 座長>

計画段階での数値ですね、その目標が果たして妥当なのかどうかという当初の段階で見積もった数値に根拠はあるかと思いますが、果たしてそれが本当に練られたものなのかということは多少の疑問は出るだろうと思っています。他の会議でもあったかと思いますが、地域の力量とは一体どれくらいなんだろうかと、路網整備の問題から労働力の問題、機械力の問題、そういったものが果たして考慮された上での数値なのかということをもう一度再検証してみると、もしかしたら考慮されていなかったかもしれないし、前回の計画段階で取り込むこと自体が難しい話だったかもしれない。しかし、徐々に地域地域の実情に対して、その力量をある程度しっかりと見つめて、より確実な計画を立てるということは県林政の重要なポイントだと思います。そここのところは、おおざっぱな握りの数字ではなくて、ある程度しっかりとした根拠を持って、計画を立てて頂きたいと思います。

<麻生 委員>

間伐材の搬出支援というのが、大きな起爆剤になって、より間伐の方が推進されるエネルギーになるんだったら、これは大いに使っていきたいというふうに思うんですけども、現時点のところで、林内に放置されている切捨間伐材がもったいないという視点がどうしても出てくると思うんですけども、事業者としては、低質材だし、立地条件も悪いしというところでやむを得ず林内に放置しているんだと思います。それは、例えば、条件に合えば、なるべく多くの材を搬出した方が補助金の率としても上がりますし、事業者としては最善のことをして、なおかつ林内に放置されたものについて、補助金が付くなら出してみようというような感覚かなと思います。それだと、本来の搬出支援をやることによって、より間伐というものが推進されるという構図にはならないということと、森林の資源エネルギーが周辺の人々がかつての時代のように、使うことは現在の世の中では戻らないと思っています。もちろん地域に薪ボイラーで農業ハウスをやるとか、地域の中で活発に行われているところであれば、そこでは利用価値はあるかと思いますが、なかなかそのあたりが、地域の情勢を見ながら搬出支援をやっていくのに、本当にニーズがあるのかなというのが、ここ5年間を眺めての私の疑問です。

それともう1つ、信州の木の利活用モデルなんですけれども、先ほどの説明の時に、棺桶プロジェクトの話がでましたが、これについてもその後の話が気になっているんですが、いろいろなモデル事業というのが、毎回毎回採択されて、その立ち上げに対して税が使われて、推進しているわけなんですけれども、どうしても単年度であるために、その後ど

うなったのか、ここで立ち上げられた事業がその後どのように成長しているのか、あるいは2、3年頑張ったけれども、初期投資これだけしたけど、結局はだめだったとか、というようなことも含めて、やはり長期的に税金を投入して支援したプロジェクトがどういうふうになったかということの後々の検証と報告、あるいはもう1度もう一押し、次のプロセスのために支援が必要だったならば、同じ事業なんだけれども、もう1度支援金を使えるみたいな形でより拡大したことができるといったように、もう少し単年度事業であるところから脱却してせっかく育ったプロジェクトを今後どう活用できるか、そこは個々のプロジェクトそれぞれの力と言ってしまうえばそれまでですが、立ち上げにこれだけ資金も投入していることについては、今後それがどうなったかということについて、ある程度後追いついて、県民にもお知らせするというのもあっていいのではないかと思います。

<長谷川 森林づくり推進課長>

1点目の搬出支援の関係につきましては、おっしゃるとおりである部分も多分にあると思っております。2期目でも、間伐を推進していくために搬出もツールとして使っていくということもやってまいりました。ただ、現状、さすがに里山の部分では、通常の木材生産の世界で行うような搬出間伐は現実的には難しいという中で、有効活用という視点を入れていったところがございます。そうした中で、我々としては、今後の議論の中でも1つの視点となってきておりますが、資源を活用していくことで、それが必ずしも経済的に一定程度の収入になるということではなくても、やはり地域の方が地域の資源を活用していただくことで、地域の方々が山に近づくきっかけなり、結びついていくきっかけになっていくと、それが特に循環的に、地域に燃料や木材を供給するというような形で、うまく循環すれば、より一層密な関係が、継続的に続いていくのではないかといいながらもって始めたわけですが、なかなか現実の厳しさの方が突きつけられてきたのかなと思っております。そういった中では、1つ視点として持たなければならぬのは、もちろん間伐材の有効活用というのは引き続き重要だと思っておりますが、一方で里山と人とのつながりというのは必ずしも木材だけに限るものではないとも思っておりますので、里山の利活用を考える上で、間伐材だけを焦点に絞ったような支援がいいのか、それとも木材だけではなくて、森のまま活用していくというような部分についても結びつきを強めて持続的な管理をうながしていくという観点からは重要な視点だと考えておりまして、ここは今回の反省点と今後の部分なのかなと思っております。

<千代 企画幹>

モデル事業のお話をいただきました。地域材利用のモデル的な取り組みだけではなくて、他の森の里親ですとか、色々ソフトの取り組みを行っております。これは、委員のおっしゃるとおり、長期的にウォッチしてですね、それを評価・検証する必要があるだろうと考えておりますし、その時には、例えばなにがなん立方どれくらい使われるようになりましたといった数字的な面もあるかもしれませんが、それだけではなくて、どんな形で波及していったか、その時支援したチームがさらに発展して、地域でこんなことをやるようになりましたといったところまで、追いかけて評価することというのは、今のお話の木と

森の文化の再生の話につながっていくのかなと思いますので、その部分は意識的に継続してどんな風になったかというのは検証して、またどこかの場所で報告させていただくような形にさせていただければと思います。

＜植木 座長＞

その点はぜひお願いしたいなと思います。県民会議を代表して、私も審査員で出ているんですが、非常にユニークなものもたくさん出てきている。実は今週の始めに、その審査会があったんですが、倍率が3倍です。これは、この活用事業に対して、それなりのニーズがあるなと思います。内容についても、色々な広がりがあるんですけども、我々は公共的な観点から、あるいは木材を利用し、そしてそれが地域に根差すようなという観点からということで有効性、地域性、発展性というようなことをいろいろ調べているんですが、その中でも今後1年間ではもったいないなというものがある。それでできるんだろうかという、ただすごく面白いというものがある。この辺も制度を変える必要があるのかなと審査員目から見ると思っています。これも今後、重要な事業かなと思っておりますが、やるならばもう少し、もっと公表するだとか、制度的に単年度でいいのかなということも考える必要があるのかなという気がしました。

10年の総括ということで、色々な質問が出されております。そしてその後で、この10年の総括を見るならば、様々な問題や課題が出てきたんだろうと、特に困難な山林への間伐・集約ということがある程度限界がきつつある中、しかしながら、それでも里山という状況を考えれば、特に信州という山岳地域を考えれば、防災面でどうしたらいいのか、あるいは地域の貴重な資源としてどうしたらいいのか、ということは、今後の課題として出てきている。そういった意味では、事務局としても、里山整備の方向性ということで具体的な問題提起をされているということが一応出たわけでございます。それで、この後、皆様から、今後の里山整備の方向性ということが事務局から示されました。もちろん10年の総括を踏まえてということですが、今後の整備の方向性について、ご意見を頂戴したいということと、当然こういった整備をしていくためには、森林税をどうしていくんだという議論になるわけでございます。それぞれの森林税に対するお考えをお聞きしたいと思っております。我々としては、税制研究会とは違い、10年の総括をし、そして今後の方向性が出されたことによって、その税としての必要性はどうかということなんですね。それをどう思うかということをお話していただければと思っております。それで、その前に事務局の方から、公表したいことがあるということで、1つは、地域会議がどのような位置づけであるのかというのを私もざっと見てみました。そうすると、特に3期目に対しての森林税のあるべきかどうかという議論はされていないが、中身としては、税の重要性についての議論は結構ある。それに反対するというような意見は今のところ、私が見た範囲では、見当たらない。そういう意味で、10ある地域会議においては、比較的肯定的な意見があるということは申し添えておきます。

＜福田 森林政策課長＞

前回の県民会議以降の経緯ということでお話させていただきたいと思っております。資料3にク

リップ止めになっているかと思いますが、参考資料がついておりまして、御覧いただきたいと思います。

長野県森林づくり県民税に関する要望書ということで、実は先月、5月16日にまずは長野県町村会から、31日に長野県市長会から、それぞれ御要望をいただいております。町村会の要望書の裏面を御覧いただきますと、制度導入以来、手入れの遅れている里山での間伐の推進や地域固有の課題に対応した森林づくりの推進など、大きな成果が挙げられたことを踏まえ、来年度以降も同制度を継続し、地域の実態に即した事業を実施するとともに、町村固有の課題に対応した森林整備が柔軟に対応できる事業体系とすること、という御意見をいただいているところでございます。

市長会からは、これも要望書を1枚おめくりいただきまして、長野県森林づくり県民税の継続についてということで、市町村における森林づくりが促進されるよう柔軟かつ効果的な活用を検討するとともに継続することを要望します。という形で、町村会及び市長会からは御要望をすでにいただいたところでございます。

経過ということでお話をさせていただきました。

<植木 座長>

ありがとうございます。それでは委員の皆様から、今後の里山の整備の方向性についていかがということと、県民税の今後のあり方についての御意見を伺いたいと思います。時間がかかり迫っておりますが、先程、休憩時間にどうしても次の会議の予定があつて中座しなければならないということで、堀越委員からお話を伺っております。したがって、まずは、堀越委員からどうでしょうか。御意見、先程は、アンケートの問題についても今のうちに言うておくべきこと 言うておきたいということで、その辺を合せて御意見をいただければと思いますが、皆さんについては、アンケートについては後程ということになります。堀越委員さん、よろしいですか。

もし、準備がまだならば、別の委員さんに御意見を伺ってもよいですが、時間的に大丈夫ですか。

<堀越 委員>

すみません。別の方からお願いします。

<植木 座長>

それでは、いかがでしょうか。これにつきましては、私の考えでは全員の意見を聞きたいということですね。はい、杉山委員。

<杉山 紘子委員>

里山の部分についてですが、私はどちらかということ里山よりも先程、区分分けされた経済林に関わっているので、里山という括りについてどういうものだろうとこの会議にでるときにいつも考えるのですが、やはり、自分でも答えが出てこないというか難しい問題だなと思っているのですが。

今後、この林務課の方らご提示いただいた内容を見る限り、各地域で用途を考えていただいて、各地域の要望に応えられるような柔軟な形を進められるように考えられているのではないかと思います。その中に、里山の地域にとっての里山の将来性を考えていただく、どういう里山が必要なのかということを考えていただく機会をできるだけ作っていただきたいというか、おそらく市町村では、松くい虫の問題ですとか、今、目の前に迫っている問題ですとか必要な整備とかが必ずあって、それにお金をかけることはもちろん重要と思いますが、その先を考えていただくということが、逆にそちらに重点が置かれてしまって、その先のことを考える機会が少なくなってしまうたら、悲しいなと思いますか、説明が難しいのですが、地域にとっての里山をどうもっていききたいか、例えば、モデルを作るとか、そういった部分を作れるような何か構図ができたなら、うれしいと。

先程、いろいろメニューがあるとおっしゃっていたのですが、そのメニューの中にそれを一つ加えて欲しいというのが、意見というか感想です。

<植木 座長>

はい、今、里山の今後についての御意見ですが、杉山委員、いかかでしょうか、これは言うならば、いろいろな今後の改善策が出されていると、特に地域との関連性、関わりを深めていくとか、もちろん、今後とも森林整備の重要性もあって、それから、どうやって地域のNPOといった方を育てていくか、ということも今後、改善していかなければならないということですよ。

今、言われた里山の導き方、今後のあり方も大事ということは御意見として伺いますが、森林税そのものについてどうだろうといった場合、いかがですか。

<杉山 委員>

もちろん、私個人としては森林税をそのまま継続していただいて、今までの内容よりもっと県民の皆さんの御要望に沿った、もしくは将来性のある森林に向けて、林業県としての長野県に向けて、利用していただければと思います。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。

他にどうでしょうか。はい、貴舟委員。

<貴舟 豊 委員>

この間も町村会の中では、必要ということで会長から県へ陳情を上げましたが、相対的に使い勝手が悪いと、今までに10年間の中で、そういう意見がたくさんあったのですが、その使い勝手についてはいろいろな項目があるのですが、その点、今後については、使い勝手はこういうことについてはこうだというような具体案があったら、今、おっしゃっていただければ。

そのことについては、おそらく、嵩上だとかあるいは搬出したものを県内で、地元で使わなければいけないといった制約があるから、各町村、使いたくても難しかったというこ

とで、相対的に使い勝手が悪い。

そのことについては、具体的に次期、もしも、3期続けるとしたら、どのような改善点が見込まれるのかが、まずは1点、お伺いしたい。

<植木 座長>

使い勝手についてどうだろうかと、多分、地域会議でもいくつか出ているかと思いますが、なかなか、現場で使いにくい制度であっては、もちろん、普及はしていかないわけでありますから、その辺をどのようにお考えかということですが、事務局、どうしましょうか。

長谷川森林づくり推進課長。

<長谷川 森林づくり推進課長>

使い勝手の部分については、御指摘をいただいているところがあるかと思っております。

具体的におっしゃっていただいたところで、例示的な話になるかと思いますが、搬出の問題については、29年度からの改善を図らせてもらいました。仮に次期中でということになると、おそらく、先程申し上げさせていただいたとおり、搬出だけがすべてなのかということも含めて、少し、対象を幅広に見ていくような検討が必要だろうと思っております。

同じ話で本体の整備の部分の間伐ということで、基本的には間伐のみを対象にしてきた経過がございます。ただし、市町村の支援金の中で行っていただいているように緩衝帯の整備ですとか、松くい虫の問題ですとか、山の整備としては間伐だけでは収まらない部分が、どうしても里山は多様という中で必要になってきています。

それをどのように、このために、あえて、いただいている税という世界の中でどこの部分を支援していくというのは、入念な検討が必要かと思っております。現状を考えますと間伐だけというのは、現場の実態にそぐわなくなっているのか、全体の検討としては、まだ、明確に申し上げきれないところもあるのですが、やはり、地域の必要というのをどうくみ取って、計画にして、それに対して必要な支援をどう充てていくのかということに、少し視野を広げて考えていかなければならない問題だろうと思っております。

<貴舟 委員>

はい、よろしいですか。ありがとうございました。

実は木曽のことをいっては何ですが、やはり、木曽の観光は御嶽山、残念な事故もあり、観光客が減っていると、そういう中で、各駅の電車で結構、インバウンドのお客さんがかなり乗っているということで、木曽川も木曽の重要な観光財産だという時に、木曽川の河川敷に雑木が繁茂していると、ぜひ、それを伐っていただきたいと。

これは県に行ってもらいましたが、まだまだ、財政的に厳しいということで、こういうものにも、観光面とか景観整備に使えるという次期に向けての考え方も載っています。

それともう一つは、地域裁量が効くのだったら、木曽、木曽南部は竹林もすごいことに

なっています。モウソウチクの繁茂がひどい、ぜひ、そういうところも対象にさせていただければ、これは本当に里山の整備になるのではないかと。

ですから、ぜひ、竹林の整備、竹も入れていただけるとありがたいなど。そうすれば、幅広く、里山のイメージが広まるのではないかと考えておりますので、また、いろいろな場面で発言する機会があるかと思っておりますので、発現させていただきます。

同時に単年度事業では難しいところがあるのではないかと考えております。先程、麻生委員もおっしゃいましたけれど、目標面積を決めたら複数年度で事業を消化するというのも柔軟の考えていただけたらと。

それともう一つ良いですか。

国の環境税が導入される可能性があります。その時、この県の税と国の税との棲み分けをはっきり明確化させないと非常に難しい問題が起きるのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いします。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。

貴舟委員、話を聞くと森林税について前向きに続けていくと、町村会からもそういう意見が出ていますので、そういう意見だということで了解させていただきます。

<貴舟 委員>

はい。

<植木 座長>

堀越委員、そろそろ時間かと思いますが、いかがですか。

<堀越 委員>

税としての必要性はいかにという観点からお話させていただきたいと思っております。

森林税、長野県において2期目に入りまして4年が経過し、今、5年目ということですが、当初、2期目に入りました時に非常に県民にとってみると、「森林税、私達負担しているの」っていうくらいの認識でした。これは事実ですね。これは税の専門家の間でも個人が負担している部分については、非常に認識が薄かったような状況だったのですが、現時点、周りを見まわしてみますと、しっかり自分達が森林税を納めて、そして、これがこのように使われているというところが見えにくい部分があるのですが、自分達が納めている森林税で里山整備をはじめとして、いろいろな形で使われているという認識は多少、深まっているかなというのは、私が広く見回したところでの実態だと思っております。

自然災害防止、あるいは地域の自然保護のためにも森林税は必要であると思っておりますが、今、貴舟委員から出ましたように国でも森林環境税ということの検討に入っています。平成31年度の導入を目途に、決定ではありませんが、検討している前提において、県としての森林税、森林税自体は必要だと思うのですが、森林税の財源が国としてのものなのか、県としてのものなのかというところの棲み分けをしっかりとしないと県民に

誤解をされるのかなということがあるかと思います。

今現在、県民においては、国で森林環境税を検討しているということを知っている人はたいへん少ないと思います。周りで聞いてみても「そうなの」という回答が返ってくるのが実態です。

県としても森林税を継続するかどうするかにしても、県としての森林税を継続するかどうかにおいては、国でも決定ではないけれども検討しているという情報を流した上で、やはり、県としては必要だという道筋を立てる必要があるかなと思っています。一つの理由に財源がすべて国に行ってしまうと自由に使えなくなる部分も出てくるのではないかと、やはり、長野県らしさ、長野県独自の森林にかけなくてはならない部分がありますから、そういった点では、やはり、長野県としても森林税を継続していく必要性があると思っています。

ただし、その前段階として、ある程度の条件付きということです。

アンケートについてよろしいですか。後でアンケートについての説明をされると思うのですが、実施される予定のアンケートについて中を見させていただきました。アンケートの問い掛けの仕方ですが、今、申し上げましたとおり国でも森林環境税を検討しているが、長野県として30年度以降の継続について、どのように考えるかというような投げ掛けが私は必要ではないかと、私は思っていますので、その辺を御検討ください。以上です。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。

今、堀越委員からそのような意見が出されましたが、他の委員さんいかがですか。竹内委員、前回の最後にも言われたのですが、また、お願いします。

<竹内 委員>

はい。

私は基本的には、継続すべきであるという考えです。これは個人的な意見ですが、ただし、県議会の中でも比較的、そういった意見が多いのではないかとと思っています。

大北の問題があって、かなり県民の皆さんの中には否定的な意見があることは率直に受け止めねばならないと思います。ただし、この大北の問題の犯罪性については、あくまで司法の問題であり、同じ過ちを繰り返さないということは県当局がしっかりと対応しなければならないということを前提にしながら、全国的には、今、お話のように森林環境税が30年から導入されるということで、国で準備を進めていますけれども、全国的には本県と同じ税が37府県で導入されておりまして、37府県の中でも一緒に、国も税を導入してでも併存する形で行っていきたいと、あくまで事業主体は市町村であるということで検討されているとのことですが、今度の動きの中で都市部がどういうふうに森林の持つ機能を理解していくかとする、私どもは大賛成なのですが、都市の皆さんが果たして理解いただけるかというところがこの問題の不透明さが残っているのではないかとと思っています。

その上で、長野県がこの森林組合の問題のみにして、不祥事を理由にして、この税を中止するということになるのと極めて、全国的にこの流れの中で見ても恥ずかしい問題になっ

てしまうと率直に思っておりまして、ぜひ、税は県民の皆さんに理解いただく中で継続をしていただきたいと思いますと思っております。

先程の国の税の動きの中でいくと、これはおそらく、来年、30年度と言っていますけれどもどういう中身かっていうのが固まってくるのは、私どもの検討の土壌とは一致しないと思います。

先程、県民アンケートを6月に行うことになっていまして、これに国の動きを入れてしまうと逆に混乱するおそれがある、ですから、今の既存の税に対してどう思うかということとしっかり把握することが、私は大切だと思います。その上で、本県と同じように今年度が最終年度で2期目が終わる県が、長野県の他に5県あります。したがって、これが国との動向の中でどういう動きをしていくのか、どういう考え方でいるのかを把握いただきたいと思います、県でつかんでいただきたいと思います、おそらく、今の税を主体にして更新を考えている、それで、必要があれば国の動きがわかった時点で、見直しを当然行うという流れではないのかなと思っております、そのようなスタンスではないのかと考えております。

なお、森林法が今年の5月に改正されて、いわゆる、林地台帳の整備をすると、これについては、対象となる地域森林計画の区域は都道府県が定めると、なおかつ、台帳の整備方針なども県が定めて、市町村と連携して行っていくとなっていて、これが平成31年度ですかねスタートするのが、そうすると市町村が主体になってくるので、市町村の負担が、先程の国の税の話とダブってきてしまい、かなり大変になってくる、国の税金導入にあわせて、市町村に人員配置もしてもらえれば助かりますが、おそらく、そこまでいくかどうかは不透明だと考えると、当然、見直さないといけなくなると、方針を決めたとしても関連性はしっかりしないと集約化の問題も進んでいかないのではないかと思います、そのようなことを前提に置きながら、ぜひ、継続を考えていただきたいと思いますと思っております。

後、細かなことはたくさんあるのですが、時間がありませんので、後にまた、必要なことはお話をさせていただきたいと思いますと思っております。

本質的なことは結構です。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。

基本的に継続すべきだということですね。説明は今、されたとおりです。

他にどうでしょうか。どうぞ、安原委員。

<安原 委員>

森林環境税の関係ですが、私どもは全国森林組合連合会から国の税は市町村主体の森林整備に直接交付されると聞いております。

国の税については非常に不安定な中ででてくると、そうすると、今度は県独自に行う森林整備に対してのお金が無くなってしまうのではないかと危惧をしているわけでございます。

長野県の場合は資料で説明いただいたとおり、防災面でもすぐに手を入れなければいけ

ない面積が先程、割り出されたわけです。これも行わなければならない。その他に長野県の森林資源として考えますと、今、カラマツが非常に多いわけですが、このカラマツというのはまだまだ、需要に供給が追いついていかないということが意外と知られていません。合板にしましても非常に強度があるということで、外材を駆逐してこのカラマツが使われている。ところが、このカラマツは、長野県、岩手県、北海道の一部にしかないということで、非常に優位性を持っているということです。この資源をいつまでもなくすことなく、継続して保続していくとういことが、県民の防災面にも役立っていきますし、長野県の宝として、資産として残していくことができる。このためにも、森林税については今後残していく必要がどうしてもあるだろうと私どもは考えております。

また、資料の 10 ページに戻ってしまいますが、説明の時に、この森林税が 39%とありますが、この嵩上げの部分が、国の税金、国からの補助というのが非常に不安定だと、あてにならないと説明があったと記憶しております。その意味でもこの森林税のメリットというのは、非常にあったと私は認識しておりますので、ぜひ、継続の方向でお願いをしたいという意見でございます。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。

他、いかがですか。皆さん、継続、継続だといっているのですが、もちろん、もういい加減やめろという意見があったっておかしくはないのですよ。その辺はお考えですから。

はい、松岡委員、どうぞ。

<松岡 委員>

最初に申し上げますが、長野県の森林税の継続について、私は賛成いたします。

今日いただいた資料 1、資料 2、この森林づくりレポートについては毎年、今回の資料 2 については、このように長野県の森林を把握できたということは、やはり、森林税がなければできなかったということの評価したいと思います。

一方で、大北森林組合の悲しいことがありましたが、本当に感情論ではなく、何ができたのかということをしっかり示せば、県民の理解は得られるのではないかと思います。

この資料 2 を拝見しますと、やはり、山主の役割はどうなのかということが、ごっそり抜けているなというのが私の感想です。やはり、いろいろな税を使って、所有者の方も恩恵を受けているわけですから、今後、こういう税を継続していく時に山主の役割というものを別の視点で考えていく必要があると思いました。決して、何かをしなければいけないとか、そういうものを加えると協力しませんという人が増えるので、何か良い形で山主も参加しているということが目に見えてわかる工夫が必要と思いました。

それから、今、信州のしあわせプランでいろいろな分野で検討されていて、林業も林務部の役割として、いろいろな事業を計画していると思いますが、やはり、林務部だけでは解決できない、例えば、いろいろなことをやりたい、これからの森林づくりについてという壮大な計画を拝見しましたけれど、誰がやるのか、実行力の部分で、もっと詰めていかななくてはいけないときに、今は、大部分の人がサラリーマンとして働いていますが、サラ

リーマンとして働いて、なおかつ、山を持っている多くの人、資料にもありますけれど5ヘクタール以下の山林所有者が長野県にすごく多いというデータを示していただきましたが、そういう大半の人は田畑も持っているということも理解しなくてはいけなくて、優先順位として、田畑にいつてしまっていて、森林がおろそかになっているというのが、実情だと思います。では、いつ行うのか、土・日に行うのかというと、もう、やりきれてないというのが、以前、仕事をしていた時に所有者アンケートを取った時にわかった事実でした。

やはり、時間が足りない、誰がやるのか、行政が行うか、所有者が行うのか、それとも県民が行うのか、事業者が行うのかというところをもう少し丁寧に精査する必要がありますし、新しい雇用も、もっと新しい仕事も作らなくてはいけない、そういうことができて初めて、今後のプランというものが実現すると思うので、ぜひ、今、信州しあわせプランで街づくり、いろいろな防災とか、いろいろ検討しているので、林務部だけの議論で終わらせてないことはわかっていますが、もっといろいろな分野と協力して、長野県の街づくり、森づくりを進めていっていただきたいと思います。

先程、杉山委員がおっしゃいましたが、時間軸が大切で、長野県は少子高齢化のトップランナーですので、どの区域を本当に、今後、将来的にどれを行うのかということを選択しながら、森林整備計画をしていくことが必要かと思いました。

<植木 座長>

他に、御発言されていない方、簡潔にお願いします。麻生委員、どうですか。

<麻生 委員>

長野県としては、先程、安原委員からもありましたように、カラマツが適地であると、生産できる場所は限られている、かつ、今、50年～70年生位と新聞記事にもありましたが、特化された非常に良い材が出るという状況にあります。

この森林税が創設された時には、とにかく里山の40年生あたりのまさに間伐が待ったなしのカラマツ林を中心とした人工林が、手入れが遅れているので、そのために皆さんお金を出してくださいということだったのです。私は目的税という税制のあり方についてはわからないのですが、長野県としては、何度も話がでていきますように間伐、そして、生産、搬出間伐から主伐に移りつつあるというところで、今後、当然でてくるのは再生林となると思います。

そうした時に今の間伐を目的としている森林税が、果たして再生林のためにうまく機能して使えるのか、使って良いのかというところが、私はわからないので、知りたいところです。長野県の森林資源をこれからも維持し、なおかつ、税の有効性というものを維持していくためには、やはり、再生林のためにどのような手助けができるかというのが、大きな課題だと思います。県の林政そのものが主軸を再生林にシフトしていくのと同じように、この森林税の内容も変わっていくべきではないのかなと考えています。

というのは、昭和30年、40年はカラマツを植えれば今でも手入れ不足のところはそのまま1.8mの間隔でカラマツは育っていますが、今は、山の自然環境が変わりましたので、植えたら育つという状況では、獣害の問題がメインですが、ありません。その中で再

造林をして、森林資源を生み出していくには人の手厚い保護が必要だと思いますので、その辺りを今後の森林税の課題にさせていただけたら良いと私としては考えています。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。桑井委員いかがですか。

<桑井 委員>

私は、森林税継続に賛成です。

いろいろな問題がありましたけれど、やはり、長野県の財産である森林を守っていくという意味では非常に重要な財源かと思えます。

そういう中で、私としては人口が減っていく中で、山を管理していくというところが手薄になっていくと思えますので、その中で人づくり、山を管理するためのビジョン作りなどができる人材をもっと増やしてほしいと思えますので、そういうところに税を使っただけならばと思えます。また国の森林環境税の話もありましたけれど、棲み分けができるように県で工夫していただき、産業面の振興も含めて、検討していただきたいと思えます。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。尾崎委員、どうですか。

<尾崎 委員>

私は皆さんが触れなかったことで、一つ申し上げたいのですが、31 ページにありますように担い手の件ですが、NPO法人といった多様な担い手の参入ということですが、これはNPO法人が事業として行っていけるような補助ができていのかどうかということと、信州フォレストコンダクターの養成もしているわけですが、その方達が本当に、自分がこういうことをしていて魅力があるのだと感じるような育成をしていただきたいのと、若い方が魅力を感じるような産業にしていくためにはどうしたらよいかということを実際に考えていただきたいと思えます。

以上です。

<植木 座長>

はい、ありがとうございました、

とりあえず、今日、御出席の委員からは、全て意見を聞いたところであります。一言で申しますと、どの委員も森林税については今後も継続してほしいということで、進めていったほうがよいただろうということで意見を頂戴したところであります。

私自身もということで、一言、言わせていただければ、様々な事情、国との問題もあるのですが、長野県が長野県として、独自の、ユニークな森づくり、あるいは地域づくりをしていくためには、国の規制にない、枠のないものとして自由に使える税というものは大事だと思っています。

それをうまく活用することによって、森林・林業、あるいは地域・農山村がさらに活力

を持つのであれば、この森林税というものは大変貴重なものとなって、今後も続けていくことで、それが果たせることになるのは嬉しいことだと思っております。そういう意味では私自身も賛成でございます。

様々な意見が出されました。仮に今後継続されることとなったとしても解決すべき点は、まだまだ、たくさんありまして、その点につきましては県民への説明もきちんとするということも含めて、事務局にてよく御検討いただきたいと思いますと思っております。

とりあえず、森林税を継続する方向で今後使途ですとか、具体的な施策について検討を進めていきたいと思っております。それがこの会議の総意と私は理解しております。

次回につきましては、具体的な案として、事務局でこれまでの反省点、今、各委員から出された問題点・課題を整理しつつ、具体的な今後の森林税のあり方について提案していただきたいと思いますと思っております。

どうか、よろしく願いいたします。

それでは、この件につきましてはひとまず、終了させていただきまして、時間がないのですが、簡潔に最後の議事でありますアンケート調査についての御説明を事務局からお願いいたします。

(4) アンケート調査の実施について… 資料3

(5) その他

説明者：福田 森林政策課長

<植木 座長>

ただ今アンケートに関する説明がありました。一つ本日欠席されている浜田委員さんからもアンケートへの要望というのが来ております。ご披露させていただきますが、「問3で森林税を活用した取組について実際に出る項目の中に人材育成についての記述がありません。林業人材の育成はこれまで実施されていますし、県民の方たちの評価をとっていただきたいと思えます。」というご意見が来ています。他にも浜田委員さん、先ほどのところで資料に対する色々ご質問があったんですが、これはまた事務局の方にお渡ししておきます。アンケートにつきましてどうでしょうか。何かご意見、ご質問等ございませんか。

先ほど堀越委員さんから国の税についての周知徹底という意味でのアンケートの中への項目の組み込みというのがあったら良いんじゃないか、といいつつも竹内さんの方からまた一方でそれはまた別個の問題でというその辺はまた後ほど事務局の方で検討していただきたいと思えます。無いようですのでよろしいですか。

じゃあその他ということですが何か委員さんの方から議論していただきたいことはございますか。よろしいでしょうか。無いようですので、次回の県民会議ですね、これにつきましてはただ今決定した方向に沿って議論したいと思っております。どうか事務局におかれましては今後の税活用事業の進め方や新たな検討材料として提案していただきたいと思っております。何かその他事務局からございますか。

<小林 森林政策課課長補佐兼企画係長>

ただ今座長さんがおっしゃられたとおり次回ですが、日程の確認だけさせていただきます。7月31日を予定してございます。また時間等については追ってご連絡差し上げます。またその後、8月下旬につきましても、もう1回県民会議やらせていただきたいと考えておりますので、その日程調整につきましては改めてメールで送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

<植木 座長>

大変長丁場で私自身が十分にきちんと交通整理ができなかったことをお詫び申し上げます。以上をもちまして、全ての議事を終了し第2回みんなで支える県民会議をこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。